

境港市立余子保育所及び余子幼稚園民営化移管先事業者募集要領

1 事業実施の趣旨

本市における保育サービスの更なる充実に向けて民営化を行う。

- 1 3歳未満児の受入を拡大し、待機児童の解消を図る
 - 2 0歳から就学前児童の一貫保育施設に転用し、保育ニーズに対応する
 - 3 公私立保育所の相互交流・職員研修などにより、市内保育所全体のレベルアップを図る
- 以上の3点を目的として、境港市立余子保育所及び余子幼稚園（以下、「対象施設」という。）を民間移管する。

移管する事業者は、企画提案方式（随意契約）により、次のとおり募集する。

2 対象施設の状況と保育内容

- (1) 施設の状況及び保育内容については「別紙1」のとおり。
- (2) 建物、工作物及び付置されている備品は、譲渡契約により無償譲渡することとし、点検・整備のうえ引き渡すこととする。
なお、移管後に施設の改築を行うに当たり、施設の取り壊しが必要となる場合には、境港市と協議する。
(ただし、建物の無償譲渡については、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、財産の譲渡についての市議会議決後、正式に決定となる。)
- (3) 保育所用地については、市所有財産無償貸与契約により、保育業務に使用するとの条件で、設置運営を移管した日から10年間無償貸与する。
また、無償貸与期間経過後については、期間満了前に境港市と協議のうえ、期間を更新することができるものとする。

3 応募資格

次の各号のすべてを満たしているものとする。

- (1) 境港市内で認可保育所を運営している社会福祉法人等
- (2) 申請団体及びその代表者が次のいずれにも該当しないこと
 - ア 市税を滞納している者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある者
 - オ 地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項、第168条第7項及び第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者（申請団体に市が出資している法人で、地方自治法施行令第152条に規定するものに該当する場合は適用しない。）

4 移管にあたっての諸条件

平成25年4月1日から移管する。

移管するにあたり、以下の事項を条件とする。

【組織・職員】

- (1) 資金計画が確実な法人であり、適正な経理処理が行われていること。
- (2) 施設長及び主任保育士については、対象施設の専任とすること。
- (3) 施設長は、児童福祉と施設運営に対して熱意のある者で、児童福祉施設において5年以上の勤務実績を有する者であり、人事管理、経理能力を有する者であること。
- (4) 主任保育士は、10年以上の保育経験を有するとともに、保育を行う責任者としてふさわしい経験を有し、保育に関する知識を持ち、保育士を指導する能力を有する者であること。
- (5) 保育士については、年齢のバランスに配慮した構成であり、保育士実務経験5年以上の者が3分の1以上含まれること。また、残りの保育士について、実務経験のない保育士のみを配置しないこと。
- (6) 移管前に実施する共同引継保育の期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとし、境港市が指定する職員（施設長、保育士、調理員）を配置して引継ぎを行うこと。
なお、引継ぎを行う職員は、移管後に対象施設に勤務予定の者とする。共同引継保育の実施日についてはすべての開園日とし、施設長予定者1人、主任保育士予定者1人、保育士5人、調理員1人の配置を最低条件とする。
なお、施設長予定者については、1～2月は必要に応じた勤務、3月は常勤を、また、主任保育士予定者、保育士、調理員については、6ヶ月程度の勤務を最低条件とする。
また、共同引継保育に要する人件費等の費用は事業者の負担とする。
- (7) 職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること。

【保育所運営】

- (1) 法人自らが対象施設を運営すること。
- (2) 児童福祉施設最低基準、関係法令、通知等を遵守し保育所運営をすること。
- (3) 境港市の保育行政を理解し、市民のニーズに対応した保育事業を積極的に実施すること。
- (4) 保育所運営等について、保護者、地元関係者と積極的に話し合い、地域に根ざした保育所づくりに努めること。
- (5) 移管後、子ども達の保育環境に急激な変化をきたすことがないよう配慮がなされること。
- (6) 現在運営している保育所における鳥取県指導監査の指摘事項等について適切に改善されていること。
- (7) 職員の資質向上を図るため、職員の研修に積極的に取り組むこと。
- (8) 園舎、園庭は、原則保育所運営以外に使用しないこと。

【保育事業内容等】

- (1) 保育内容については、保育所保育指針（平成11年10月29日厚生省児童家庭局通知、平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を基本とすること。移管前の保育方針、

- 保育目標、年間行事等を考慮した内容とし、事前に境港市及び保護者に提案すること。
- (2) 乳児保育を実施するとともに、3歳未満児の定員を45人以上とすること。ただし、3歳以上児についても現在の定員と同程度とすること。
 - (3) 開所時間は、午前7時30分から午後7時までの11時間30分以上とし、午後6時30分から午後7時までの延長保育を実施すること。
 - (4) 休園日は日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とすること。
 - (5) 障害児保育事業の実施が可能であること。
 - (6) 給食は直営で実施し、アレルギー児童に対しては除去食、代用食等で対応すること。

【その他】

- (1) 保育所名は、移管後も「余子保育所(園)」とすること。
- (2) 移管を円滑に進めるため、移管することが決定した日から平成25年3月31日までの間、境港市と協力しながら、境港市・移管事業者・保護者の三者懇談会の開催などによる保育所運営の全般にわたる引継ぎ協議を行うこと。
- (3) 園児及び保護者に対する保育の継続性への配慮あるいは移管後の円滑な保育所運営のため、対象施設に勤務している臨時保育士・調理員等が移管後の保育所での就労を希望する場合は、積極的に正規（常用雇用）職員に採用すること。
- (4) 移管後も、現在経営する既設保育所の定員数は維持すること。
- (5) 保護者の会は継続設置すること。
- (6) 在園児の制服、道具類等は、在園中は現在使用しているものを引き続き使用できることとする。
- (7) その他、境港市及び三者懇談会の決定事項を遵守すること。

5 申請手続

以下の提出書類（各1部）を、申し込み締め切りまでに境港市子育て・健康推進課へ提出すること。

(1) 提出書類

「別紙2」提出書類のとおり

※提出書類は可能な限りA4サイズに統一すること。

提出書類は返却いたしません。

(2) 申し込み締め切り

平成23年5月31日（火） 17時必着

6 選定方法

- (1) 移管先事業者は、「境港市公立保育所民営化選考委員会」の審査に基づき候補者を決定し、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき財産の譲渡についての議会の議決を経て移管する。
- (2) 移管先事業者の選定に当たっては、申請書類により応募資格、提案内容等の書類審査及び実地調査の後、面接審査を行う。

なお、面接審査の日時、場所等については、該当応募者に対して書面で通知する。

- (3) 審査の結果については、選定事業者の名称、全応募事業者の総合評価点数について公表する。

7 選定までのスケジュール

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 事業者説明 | 平成23年4月1日以降、必要があれば個別に説明する |
| (2) 事業者募集 | 平成23年4月1日から平成23年5月31日まで |
| (3) 書類審査及び実地調査 | 平成23年6月※ |
| (4) 面接審査 | 平成23年7月※ |
| (5) 審査結果の通知 | 平成23年9月 |

※日時、場所、実施時間等、詳細は別途通知する。

8 その他

- (1) 境港市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めます。
- (2) 申請に関する必要な費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された事業計画書等の著作権は、本市に帰属しません。
ただし、公表、その他本市が本業務に関し必要と認める用途に用いる場合は、提案事業者の了解を得たうえで、本市はこれを無償で使用することができる。
- (4) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲、または返却する場合において、複製を作成することがある。
- (5) 提出された書類等は原則返却しない。
- (6) 提出された事業計画書等は、公正性、透明性及び客観性を期するため、提案事業者の了解を得たうえで、公開することがある。
- (7) 事業計画書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の了解なく公表または使用することはできない。
- (8) 申請に関する照会への回答はFAX等で行う。照会事項が参加者に共通するものであるときは、参加者すべてにお知らせする。
- (9) この要領に定める事業は、本件の事業実施にかかる予算案が議会の議決を得ることを条件として進める。

9 提出先・連絡先

〒684-8501 鳥取県境港市上道町3, 000番地
境港市 市民生活部 子育て・健康推進課
電 話 0859-47-1045
FAX 0859-47-1112